

令和8年8月時点

【各施術所等の方々へ】

オンライン資格確認（資格確認限定型）を導入してください

厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室

【目次】

1. [オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要](#)
2. [オンライン資格確認導入済み施設の公表について](#)
3. [ポスター・リーフレット等について](#)
4. [施術所等向け総合ポータルサイトのご案内](#)
5. [お問い合わせ先のご案内](#)
6. [よくあるご質問](#)

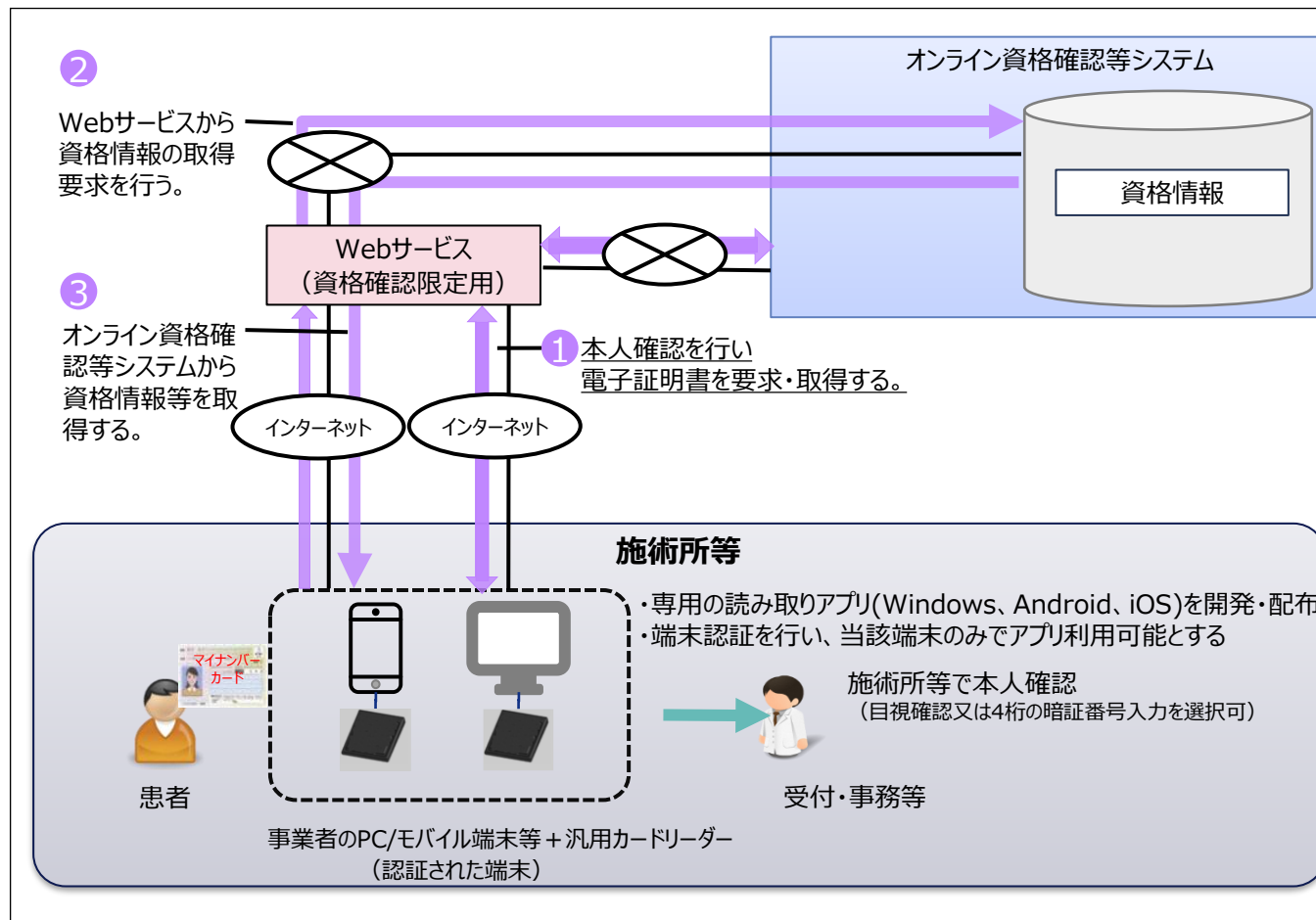
【目次】

1. オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要
2. オンライン資格確認導入済み施設の公表について
3. ポスター・リーフレット等について
4. 施術所等向け総合ポータルサイトのご案内
5. お問い合わせ先のご案内
6. よくあるご質問

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等における オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

- 施術所等においては、実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）が配信する専用のアプリ（マイナ資格確認アプリ）を、事前にポータルサイトを通じて利用申請したPCやスマートフォン、タブレットに入れていただき、市販の汎用カードリーダーと組み合わせることにより、既存のインターネット回線でマイナバーカードを読み取ってオンライン資格確認を行うことが可能となります。

これは患者の資格情報のみを確認できる簡素な仕組み：資格確認限定型の仕組みとなります。



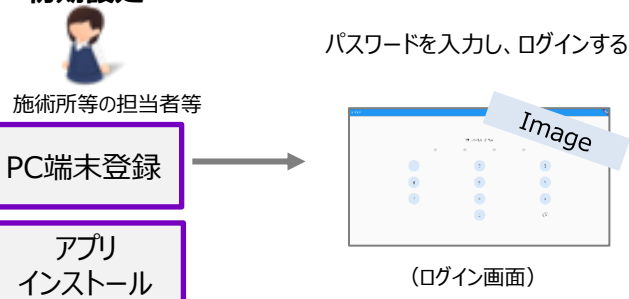
オンライン資格確認（資格確認限定型）における PC端末の画面操作イメージ

- ・ 事前にポータルサイトを通じて、PC端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うPC端末に「マイナ資格確認アプリ」をインストールします。
- ・ 職員による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後に、PC端末に接続した市販の汎用カードリーダーを用いて、マイナンバーカードを読み取ります。
- ・ PC端末上に資格情報が表示されます。

初期設定

- ① 事前の準備として、施術所等においてPC端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。

初期設定



本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 施術所等の担当者等が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）

A：目視確認

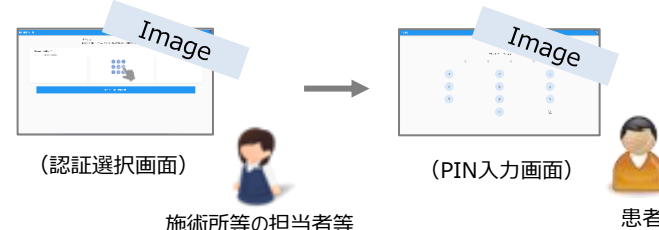
認証選択を押下し、目視で本人確認を行う



or

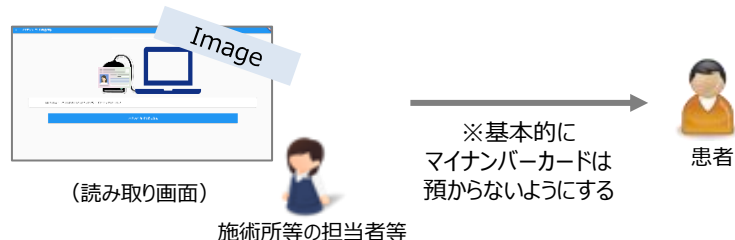
B：4桁の暗証番号入力

施術所等の担当者等が認証選択を押下し、患者が4桁の暗証番号を入力する



マイナンバーカードの読み取り

- ③ 施術所等の担当者等がPC端末に接続した汎用カードリーダーを用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



※ 資格確認結果は翌月末までは再度確認することができる。

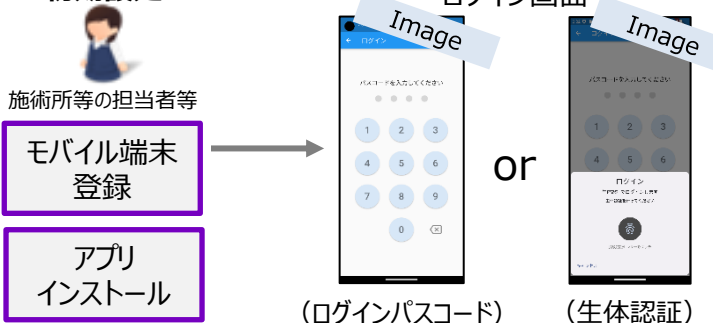
オンライン資格確認（資格確認限定型）における モバイル端末の画面操作イメージ

- ・ 事前にポータルサイトを通じて、モバイル端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うモバイル端末に「マイナ資格確認アプリ」をインストールします。
- ・ 職員による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後に、モバイル端末（又はモバイル端末に接続した汎用カードリーダー）を用いて、マイナンバーカードを読み取ります。
- ・ モバイル端末上に資格情報が表示されます。

初期設定

- ① 事前の準備として、施術所等においてモバイル端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。

初期設定



本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 施術所等の担当者等が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）

A：目視確認

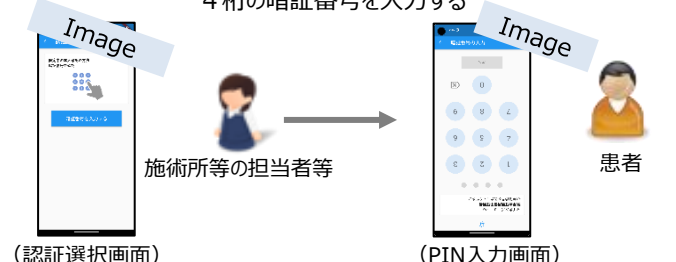
認証選択を押下し、目視で本人確認を行う



or

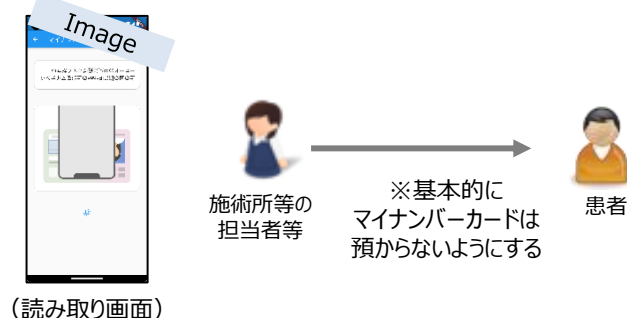
B：4桁の暗証番号入力

施術所等の担当者等が認証選択を押下し、患者が4桁の暗証番号を入力する



マイナンバーカードの読み取り

- ③ 施術所等の担当者等がモバイル端末（又は接続した汎用カードリーダー）を用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



※ 資格確認結果は翌月末までは再度確認することができる。

資格確認限定型における資格情報の確認・閲覧について

- 療養費の支給申請書の作成等において、過去に来院した患者の資格確認結果は、翌月末までは再度確認することが可能です。
- また、資格確認結果は、音声読み上げやコピーが可能です。

過去に来院した患者の資格確認結果の確認

① 右上の  マークをクリック

② 「セキュリティ設定」
をクリック

③ 「資格確認結果検索」
をクリック

④ 患者を選択

⑤ 資格情報が表示
右上「コピー」クリックで
コピー可能



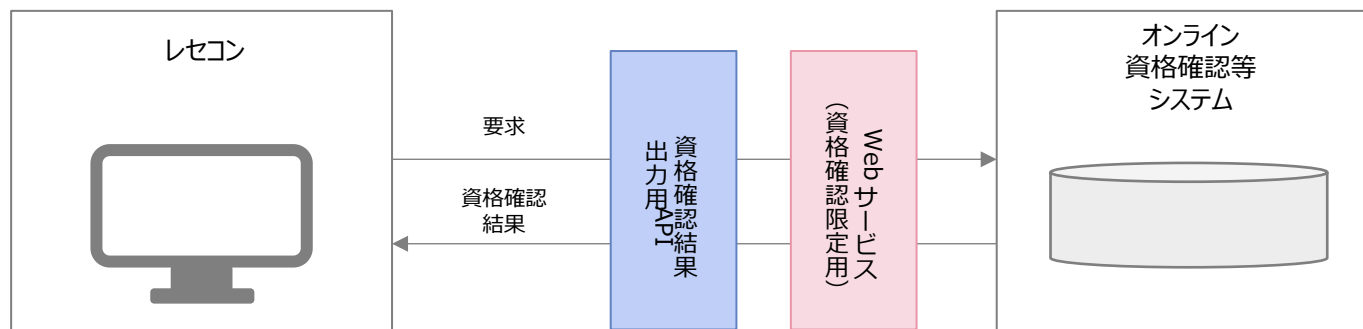
[マイナ資格確認アプリ\(施術所等向け\) - 手順書・マニュアル](#)
「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」を参照

資格確認限定型における資格情報の確認・閲覧について

- レセコンを導入している施術所等は、セキュアに実施できる「レセコン連携機能」（＝APIを使った自動連携が可能となる方式。令和6年12月末実装済み）により、オンライン資格確認等システムの資格情報をWebサービスを経由してレセコンにて取得可能です。
- 柔整あはき施術所等の資格確認限定型において、「**レセコン連携機能**」を導入すると、**レセコン上に表示されるオンライン資格確認結果に被保険者の住所が表示されます。**（令和7年10月に機能リリース済み）

レセコン導入の施術所

- レセコンとAPI連携を行うことで、資格確認結果をレセコンに連携。



※ 資格確認した履歴は、施術の翌月末まで閲覧可能

※ レセコン連携機能や閲覧機能により、資格情報の確認に伴うデータ保存・管理のリスクを回避した仕組み

※ 詳細は以下「資格確認限定型レセコン連携機能について」を参照

[資格確認限定型レセコン連携機能について](#)

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等に対する財政支援 (地域診療情報連携推進費補助金)

1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の利用に必要な費用を支援する

2. 補助対象業態・内容

使用するオンライン 資格確認	業態等	補助対象	補助上限額	補助率
資格確認限定型	受領委任払いを行う 柔整あはき施術所	オンライン資格確認に必要な機器（PC等に接続する汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等のモバイル端末等の機器（※））の導入費用 ※デスクトップPCは対象外、ノートPCはタブレットとしても利用可能なものなど趣旨に沿ったものか個別に審査	4.1万円まで	実費
	レセコン導入済みの 受領委任払いを行う 柔整あはき施術所	「レセコン連携機能」導入のためのレセコン改修費用	3.2万円まで	1/2

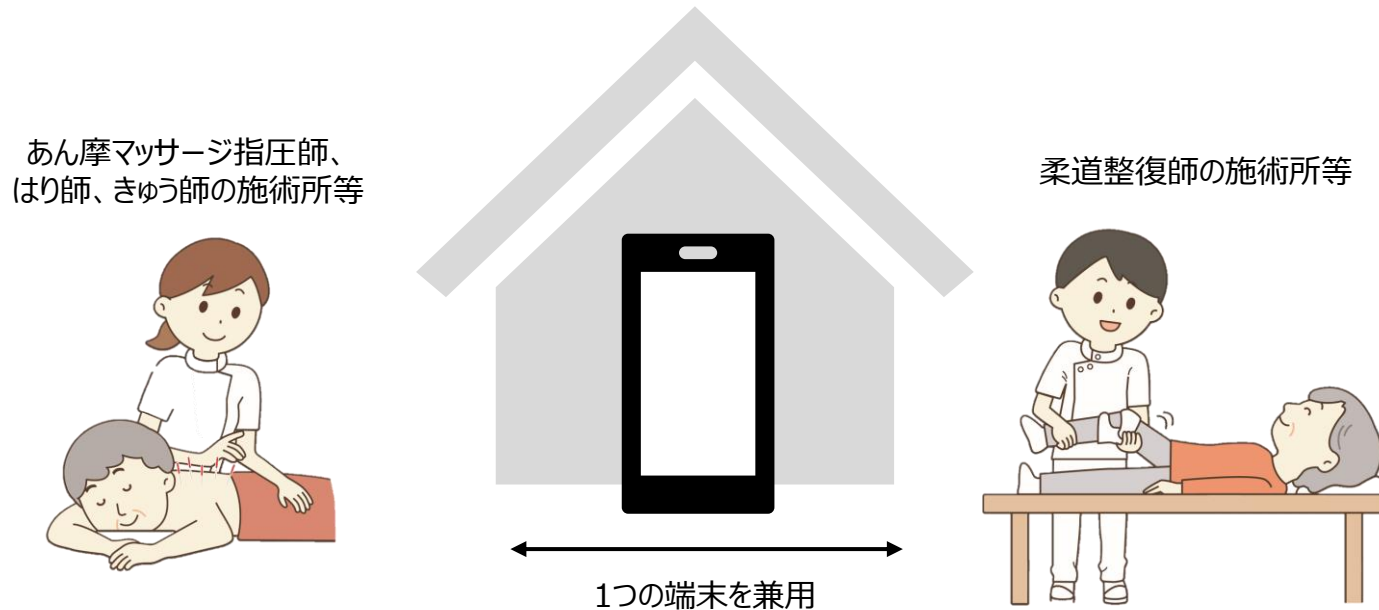
3. 補助金の申請期限

- 令和9年2月1日まで

補助を申請するためには、「施術所等向け総合ポータルサイト」にアカウントを登録し、領収書等の書類を添付して申請を行う必要がある。

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等における 施設併設時の対応について

- 「柔道整復師の施術所等」と「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等」の併設施術所等においては、併設申告※を行うことで、1つの端末を兼用し、双方で資格情報を閲覧する運用が可能となります。
- 併設申告を行い、主たる施術所等としてオンライン資格確認を導入している場合は、もう一方の従たる施術所等のオンライン資格確認の導入義務を果たしているものとみなしますが、併設申告を行わない場合は、両方の施術所等でのオンライン資格確認の導入が必要です。



※「施術所等向け総合ポータルサイト」から併設申告ができます。

手順については以下をご確認ください。

[マイナ資格確認アプリ\(施術所等向け\) - 手順書・マニュアル](#) (クリックでポータルサイト掲載記事へ)

施術所等向け総合ポータルサイト手順書＞マイナ資格確認アプリアカウント関連＞施術所における併設申告・取消手順書

【目次】

1. オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要
2. オンライン資格確認導入済み施設の公表について
3. ポスター・リーフレット等について
4. 施術所等向け総合ポータルサイトのご案内
5. お問い合わせ先のご案内
6. よくあるご質問

オンライン資格確認導入済み施設の公表について

- 患者等がマイナンバーカードの健康保険証利用に対応する施術所等を確認できるよう、厚生労働省HPに オンライン資格確認導入済み施術所等のリストを掲載しております。
- このリストに掲載するため、施術所等におかれては、オンライン資格確認の導入・運用開始の準備作業が完了した時点で、「施術所等向け総合ポータルサイト」にログインをしていただき、「オンライン資格確認の運用開始日入力」ページより、運用開始日の入力を行っていただきますようお願いします。

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所はこちら

対象の施術所については、徐々に拡大していく予定です。

▶  [資格確認限定型（資格確認のみを行う簡素な仕組み）のオンライン資格確認を導入済みの施術所リスト（マイナンバーカードの健康保険証利用に対応）](#) [1.7MB] 

（2025年4月7日）

※本リストは施術所からの届出をもとに作成しております。実際の運用状況は個々の施術所の事情によって変わることがございます。

●マイナンバーカードの健康保険証利用対応の施設の公開ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

オンライン資格確認の「運用開始日」の入力方法

- 運用開始日入力は、「施術所等向け総合ポータルサイト」にログインのうえ、以下の手順で行うことができます。

「各種申請」を押下

「運用開始日登録」を押下

「マイナ資格確認アプリ（施術所）運用開始日入力」を押下

The screenshot shows the main menu of the online qualification confirmation portal. The navigation path is highlighted with red boxes and green arrows:

- 各種申請** (Various Applications) is highlighted in the top row.
- 運用開始日登録** (Operational Start Date Registration) is highlighted in the middle row.
- マイナ資格確認アプリ（施術所）運用開始日入力** (My Number Qualification Confirmation App (Clinic) Operational Start Date Input) is highlighted in the right sidebar.

Other visible menu items include: 新規ユーザー登録はこちら (New User Registration), ログインはこちら (Login), オンライン資格確認とは? (What is Online Qualification Confirmation?), 導入準備 (Introduction Preparation), お知らせ (Notice), よくある質問 (Frequently Asked Questions), お問い合わせ先 (Contact Us), マイナ資格確認アプリ (My Number Qualification Confirmation App), 資格確認アカウント管理 (Qualification Confirmation Account Management), 資格確認端末機器 (Qualification Confirmation Terminal Equipment), 資格確認アカウント申請状況 (Qualification Confirmation Account Application Status), and 資格確認アカウント追加申請 (Qualification Confirmation Account Addition Application).

「運用開始日入力欄」を入力し、送信

The screenshot shows the '運用開始日登録' (Operational Start Date Registration) form. The '運用開始日入力欄' (Operational Start Date Input Field) is highlighted with a red box, and the '送信' (Send) button is also highlighted with a red box. A green arrow points from the input field to the button.

Form details:

- 運用開始日登録** (Operational Start Date Registration)
- 運用開始日の入力** (Input of Operational Start Date)
- 運用開始日** (Operational Start Date): 2023-04-01
- 送信** (Send)

マイナ資格確認アプリの運用開始日（又は運用開始予定日）をカレンダーから選択していただくか、半角数字で入力し、年月日の間に「-（ハイフン）」を入力してください。
例：2024-04-01

※ 以下URLからも運用開始日入力フォームへのアクセスが可能です。
https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=sc_cat_item&sys_id=52aa1eb6db7e611068e07845f396190c

【目次】

1. オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要
2. オンライン資格確認導入済み施設の公表について
3. ポスター・リーフレット等について
4. 施術所等向け総合ポータルサイトのご案内
5. お問い合わせ先のご案内
6. よくあるご質問

ポスター・リーフレット等について

- 厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物（ポスター・リーフレット）をダウンロードいただけます。ぜひ周知にご活用ください。

マイナンバーカードのご利用呼びかけポスター

**健康保険証として
マイナンバーカード
をご利用いただけます**



※施術所等のオンライン資格確認では、加入している保険資格の情報のみを取り扱っています。

**施術所等の受付では、
マイナ保険証が資格確認書をご提示ください**

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました。
※マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、「資格確認書」を申請によらずお届けします。
※マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受付等が困難な方（高齢の方、障害のある方等）は、申請いただくことで、資格確認書を交付します。（更新時の申請は不要）

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。
詳しくは  厚生労働省 マイナ保険証



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001312809.pdf>



**健康保険証として
マイナンバーカード
をご利用いただけます**



※施術所等のオンライン資格確認では、加入している保険資格の情報のみを取り扱っています。

**施術所等の受付では、
マイナ保険証が資格確認書をご提示ください**

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました。
※マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、「資格確認書」を申請によらずお届けします。
※マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受付等が困難な方（高齢の方、障害のある方等）は、申請いただくことで、資格確認書を交付します。（更新時の申請は不要）

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。
詳しくは  厚生労働省 マイナ保険証



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001312810.pdf>



配付用リーフレット（保険証利用登録方法）

**ぜひ健康保険証として
マイナンバーカード
をご利用ください**

マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方は、お手持ちのスマートフォンから以下の手順でご登録ください

STEP1 必要なものを準備する

- 申込者本人のマイナンバーカード
- 「マイナアプリ(旧マイポータルアプリ)」のインストール

 **iOS**  **Android**

 二次元コードが読み取れない場合は「マイナアプリ」で検索してください。

STEP2 マイナアプリ(旧マイポータルアプリ)を起動しログイン

- 4桁の暗証番号の入力
- マイナンバーカードの読み取り

STEP3 健康保険証の利用登録

画面の通り進捗し、「マイナンバーカードを健康保険証として登録する」にチェックを入れ、登録を押す

完了！

- 健康保険証としてご利用いただけます

施術所等の受付では、マイナ保険証が資格確認書をご提示ください
※従来の健康保険証の有効期限は終了しました

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。
詳しくは  厚生労働省 マイナ保険証




<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001312811.pdf>



【目次】

1. オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要
2. オンライン資格確認導入済み施設の公表について
3. ポスター・リーフレット等について
4. 施術所等向け総合ポータルサイトのご案内
5. お問い合わせ先のご案内
6. よくあるご質問

施術所等向け総合ポータルサイトのご案内

- 「施術所等向け総合ポータルサイト」では、オンライン資格確認（資格確認限定型）に関する最新情報を発信しています。ユーザー（アカウント）登録のうえ、定期的なお知らせのご確認をお願いいたします。

施術所・健診実施機関等・助産所において
オンライン資格確認（資格確認限定型：資格情報のみを
取得できる簡素な仕組み）をご利用いただけます。

重要なお知らせ

- 【お知らせ】マイナ資格確認アプリのアップデートについて
・ 3367 ビュー ・ 8 日前 ・ ★★★★★
- 【お知らせ】新規ユーザー登録におけるよくある質問について
・ 2542 ビュー ・ 5 日前 ・ ★★★★★
- 【更新】【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について
・ 85738 ビュー ・ 1 日前 ・ ★★★★★

新規ユーザー登録はこちら
初めてご利用になれる方はこちらから

ログインはこちら
すでにアカウントをお持ちの方はこちらから

オンライン資格確認
とは？

導入準備

各種申請
各種申請される方はログインの上、
お読みください。

手順書・
マニュアル

お知らせ

よくある質問

お問い合わせ先

オンライン資格確認（資格確認限定型）とは
令和 6 年（2024 年）12 月 2 日からの現行の健康保険証の新規発行の停止とマイナ保険証への移行を見据え、マイナ
バーカードを用いて、現在利用している健康保険証の資格情報のみを取得できる仕組みが始まります。（患者の診療情
報等は取得しません）
実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）が配信する専用のアプリ（マイナ資格確認アプリ）を、
事前に利用申請した PC やスマートフォン、タブレットに入れていただき、必要に応じて市販の汎用カードリーダーと組
み合わせることで、マイナバーカードを読み取って、オンラインで資格情報のみを確認できるようになります。

患者
マイナバーカード

施設
事務担当者
マイナバーカードを
端末等にお読みし、
本人確認
※基本的に
マイナバーカードは
読取らない

支払基金・国保中央会
資格情報
オンライン資格確認システム
患者の診療情報
照合

施術所等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>

アクセスはこちらからも可能です



【目次】

1. オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要
2. オンライン資格確認導入済み施設の公表について
3. ポスター・リーフレット等について
4. 施術所等向け総合ポータルサイトのご案内
5. お問い合わせ先のご案内
6. よくあるご質問

お問い合わせ先のご案内

- オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要・各種届け出書類、導入・準備に係る対応、費用補助（金額や手続き等）のご不明点は、コールセンターにお問い合わせください。

オンライン資格確認等 コールセンター

電話



- **営業時間:** 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00（いずれも祝日を除く）
- **電話番号:** 0800-080-4583（通話無料）
- ※ お問い合わせの際には、はじめに登録記号番号、施設名をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

お問い合わせフォーム



- **操作手順**
返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者からメールで回答があります。
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

【目次】

1. オンライン資格確認（資格確認限定型）の概要
2. オンライン資格確認導入済み施設の公表について
3. ポスター・リーフレット等について
4. 施術所等向け総合ポータルサイトのご案内
5. お問い合わせ先のご案内
6. よくあるご質問

よくあるご質問

Question

Q1. マイナンバーカードの読み取りには、どのような準備が必要ですか？
患者のスマートフォンは使用できますか？

Q2. 業務に使用するモバイル端末等の購入に対して補助金は出ますか？

Q3. 「柔道整復師の施術所等」と「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等」を併設している施術所等は、それぞれ別にオンライン資格確認を導入する必要がありますか？

Answer

A. 各施術所等で必要な機器（PC等に接続する市販の汎用カードリーダー、あるいは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末等）を準備いただく必要があります。 患者のスマートフォンは使用しません。

※使用する端末は、あらかじめポータルサイトを通じて登録・認証を受ける必要があります。登録した端末でオンライン資格確認を利用するためには、マイナ資格確認アプリがインストールされている必要があります。
※PC・iPadの場合はマイナンバーカードの読み取りに市販の汎用カードリーダーが必要です。スマートフォン・一部のタブレットでは、汎用カードリーダーがなくても読み取りできるものがあります。

A. 必要な機器（PC等に接続する市販の汎用カードリーダー、あるいは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末等）の購入等の費用を対象に、基準とする事業額4.1万円を上限に実費補助（いわゆる10/10の補助）を行います。

※「施術所等向け総合ポータルサイト」から申請が必要です。ポータルサイトへのユーザー（アカウント）登録後、申請方法をご確認いただき、申請フォームからご申請ください。

A. 「柔道整復師の施術所等」と「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等」を併設していて、両方の施術所等が受領委任の協定又は契約を締結している場合は、併設申告を行うことにより、1つの端末を兼用して資格情報の確認を行う運用が可能となります。

※併設申告を行った場合は、併設しているどちらかの施術所等としてオンライン資格確認（資格確認限定型）を導入することで、義務を果たしていることとなります。その場合、補助の対象もオンライン資格確認を導入した1施設分となります。

※併設申告を行わず、それぞれの施術所等でオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入をする場合は、各施設が補助の対象となります。

※併設申告の有無を問わず、「柔道整復師の施術所等」で1施設、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等」で1施設の、最大2施設が補助金申請可能となります。